

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 1月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

## 鳥取県選挙管理委員会規則第2号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条の2関係） 標札

第 号	年 月 日執行
選挙（ 選挙区）	
選挙事務所標札	
鳥取県選挙管理委員会 印	

備考

- 1 番号には、交付を受ける候補者又は候補者届出政党の届出の順位を記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名若しくは通称又は候補者届出政党の名称若しくは略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第2号様式（第1条の2関係） 表示板

その1 自動車及び船舶

第 号	年 月 日執行
	選挙（ 選挙区）
選挙運動用自動車（船舶）表示板	
鳥取県選挙管理委員会 印	

備考

- 1 番号には、交付を受ける候補者又は候補者届出政党の届出の順位を記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。

3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。

4 候補者の氏名若しくは通称又は候補者届出政党の名称若しくは略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

## その2 拡声機

第	号			
		年	月	日執行
			選挙（	選挙区）
選挙運動用拡声機表示板				
鳥取県選挙管理委員会 印				

### 備考

- 1 番号には、交付を受ける候補者又は候補者届出政党の届出の順位を記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名若しくは通称又は候補者届出政党の名称若しくは略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第13号様式を次のように改める。

### 第13号様式（第44条関係） 立札及び看板の類の表示板

第	号の			
		年	月	日執行
			選挙（	選挙区）
個人（政党）演説会用掲示				
鳥取県選挙管理委員会 印				

### 備考

- 1 親番号には交付を受ける候補者又は候補者届出政党の届出の順位を、枝番号には1から5までの数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名若しくは通称又は候補者届出政党の名称若しくは略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第15号様式から第17号様式までを次のように改める。

第15号様式（第49条関係） 街頭演説用標旗

第 号 年 月 日執行 選挙（ 選挙区） 街頭演説用標旗 鳥取県選挙管理委員会 印
---

備考

- 1 番号には、交付を受ける候補者の届出の順位を記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名又は通称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第16号様式（第50条関係） 乗車用腕章

第 号の 年 月 日執行 選挙（ 選挙区） 乗車証 鳥取県選挙管理委員会 印
---

備考

- 1 親番号には交付を受ける候補者の届出の順位を、枝番号には1から4までの数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名又は通称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第17号様式（第50条関係） 運動員用腕章

第 号の 年 月 日執行 選挙（ 選挙区） 運動員 鳥取県選挙管理委員会 印
---

#### 備考

- 1 親番号には交付を受ける候補者の届出の順位を、枝番号には1から11までの数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名又は通称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、平成23年2月1日から施行する。

##### （鳥取県選挙管理委員会規程の一部改正）

- 2 鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第22条第2項を削る。